

自然公園法の行為許可における審査基準（抜粋）

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 ●印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容
第 1 項	工作物の新築、改築又は増築のうち仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。）の新築、改築又は増築	第 1 号	設置期間が 3 年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第 2 号	次に掲げる地域（以下「特別保護地区等」という。）内で行われるものでないこと。
			イ 特別保護地区、第 1 種特別地域、海中公園地区
			ロ 第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの （1） 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2） 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3） 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4） 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
		第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第 4 号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第 5 号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第 6 号	当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
		ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第 1 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
		第 1 号	置期間が 3 年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。
		第 5 号	該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第 6 号	該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすることを若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
			第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
			第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
			第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		第1号	保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。		
		第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10 m（その高さが現に10 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが13 m（その高さが現に13 mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
		第4号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が1000㎡以上であること。		
		第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が250㎡以上であること。		
		第6号	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第6項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
			地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
			第2種特別地域	20％以下	40％以下
			第3種特別地域	20％以下	60％以下
		第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30％を超えないものであること。		
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。				
第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から20 m以上、それ以外の道路の路肩から5 m以上離れていること。				
第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5 m以上離れていること。				

		第 11 号	当該建築物の建築面積が 2000 ㎡以下であること。	
		ただし書	第 2 項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
			第 2 項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第 1 項第 5 号に掲げる基準に適合するもの
			第 1 項第 5 項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第 11 項	工作物の新築、改築又は増築のうち風力発電施設の新築、改築又は増築	本文	第 1 項第 5 号	当該風力発電施設の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			第 1 項第 6 号	当該風力発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該風力発電施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
			第 10 項第 7 号	当該風力発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
			第 10 項第 9 号	支障木の伐採が僅少であること。
		第 1 号	第 1 項第 2 号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
			イ	特別保護地区、第 1 種特別地域又は海中公園地区
			ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項の規定による跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 70 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの （1）高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 （2）野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 （3）地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 （4）優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第 1 項第 3 号	当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第 1 項第 4 号	当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。
		第 2 号	野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。	

第 32 項	動物の放出	本文	第 23 項第 1 号	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
第 33 項	(基準の特例)	本文	その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないと、国立公園にあっては環境大臣が、国定公園にあっては都道府県知事が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内の区域及び当該区域内において行われる法第 13 条第 3 項各号、第 14 条第 3 項各号又は第 24 条第 3 項各号に掲げる行為について、環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ当該基準の特例を定めることができる。	
第 34 項	(各行為共通の基準)	本文	法第 13 条第 3 項各号、第 14 条第 3 項各号及び第 24 条第 3 項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。	
		第 1 号	申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。	
		第 2 号	申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。	
		第 3 号	申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について法第 13 条第 3 項等の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。	